

結婚新生活に必要な引越費用やリフォーム費用、住居費等を補助します！

彦根市結婚新生活支援補助金

彦根市では移住・定住人口の増加を図るため、結婚に伴い彦根市に移住した方に対し、引越費用や住居費などを補助します。



◆ 補助金の概要

1 補助対象世帯

次の 1 から 11 までの要件をすべて満たしている必要があります。

1. 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日の間において婚姻の届出が受理されていること
2. 婚姻の届出の受理日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下であること
3. 申請時点における夫婦の住民基本台帳に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること
4. 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと
5. 夫婦の双方または一方が、婚姻の届出の受理日から起算して 1 年前の日から交付申請の日までの間に、本市外(周辺町※を除く。)から転入をする者であり、かつ、その転入の日から起算して過去 1 年以内に本市および周辺町の住民基本台帳に記録されたことがないこと
※周辺町…愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
6. 夫婦の双方が彦根市に 4 年を超えて居住する意思があること
7. 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること
8. 夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること
※貸与型奨学金の返済がある場合は、夫婦の所得を合算した金額から年間返済額を控除した額が 500 万円未満であること
9. 交付申請の時点において、夫婦の双方が本市における市税および国民健康保険料を滞納していないこと
10. 夫婦の双方が彦根市暴力団排除条例(平成 23 年彦根市条例第 17 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
11. 夫婦の双方が、本市、国もしくは他の地方公共団体におけるこの要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがないこと

2 補助対象経費

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日の間に支払った以下の費用

- ・引越費用（引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用）
- ・リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等の工事の契約に係る費用）
- ・住居費（物件の購入や物件の賃貸借に係る費用）

3 補助限度額

60万円（夫婦の双方とも婚姻日における年齢が29歳以下の世帯）

30万円（夫婦の双方または一方が婚姻日における年齢が30歳以上39歳以下の世帯）

◆補助金の申請方法

彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書に次の1から14までの書類を添えて、
彦根市企画課の窓口に**令和7年2月28日（金）**までに直接持参してください。

	必要書類	備考
1	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍抄本	
2	新婚世帯の直近の所得証明書の写し	転入転出の関係で取得できる自治体が変わります。
3	住民票の除票の写し等	本市転入前に住んでいた地の市区町村で取得してください。
4	貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し	夫婦の合計所得が500万円以上で、かつ、夫婦に貸与型奨学金を返済している者がいる場合に限ります。 年間返済額の期間については、所得証明書の期間と同一期間です。
5	物件の売買契約書または工事請負契約書および領収書その他 他の支払いが確認できる書類(以下「領収書等」という。)の 写し	住宅を購入・新築した場合に限ります。
6	物件の賃貸借契約書および領収書等の写し	住宅を賃貸借した場合に限ります。
7	給与明細書、住宅手当支給証明書（様式第1号の2号）その他 他の勤務先からの住宅手当の支給の有無が確認できる書類	
8	リフォームに係る工事の契約書、リフォームの内容を確認する ことのできる書類および領収書等の写し	リフォームをした場合に限ります。
9	借入金に係る契約書、借入金返済計画書および領収書その他 の借入金の返済の支払いを確認することのできる書類の写し	住居費およびリフォーム費を金融機関等 から借入金により支払い、その費用を申請する場合に限ります。
10	引越に係る領収書等の写し	引っ越しをするにあたり引越業者または 運送業者を利用した場合に限ります。
11	補助金の振込先口座の通帳の写しその他の補助金の振込先 を確認することができる書類	
12	誓約書(様式第1号の3)	
13	同意書(様式第1号の4)	
14	結婚新生活支援事業に関するアンケート	

【お申込み・お問い合わせ先】

滋賀県彦根市 企画振興部 企画課（本庁舎4階）〒522-8501 彦根市元町4番2号

TEL：0749-30-6101 FAX：0749-22-1398 E-Mail：kikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

窓口受付時間：平日8時30分から17時15分まで

※令和6年10月からは、午前9時～午後4時45分に変わります。

HP：<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/3/6/kekonnshienn/22089.html>



◀市ホームページ QR